

# 砺波市立庄南小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努めるために本方針を定める。

## I いじめ問題の理解

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- ・子供は、いじめを行ってはならない。
- ・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

## II いじめ事案への対処

### 1 いじめの未然防止

#### (1) 全職員の共通理解

法や国の基本方針の他、「いじめの防止と解消のために」（富山県教育委員会）、「砺波市小中学校いじめ防止の手引き」等の主旨を全職員で共通理解し、一丸となっていじめの防止に努める。

#### (2) 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な生徒指導全体委員会を計画的に企画・実施する。

#### (3) いじめ防止対策のための委員会

管理職や担当教職員、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、その他関係者等からなる「いじめ防止対策委員会」（詳細は後述）を設置し、校務分掌に位置付ける。

#### (4) 全教育活動を通じた指導

- ①児童の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動しようとする自律性を育むことを重視する。
- ③児童同士、また児童と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わうことができる学級づくりを目指す。そのために、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を積極的に取り入れた活動を実施する。

### 2 いじめの早期発見

#### (1) 日常的な児童理解

教職員は、チェックリスト（「いじめの防止と解消のために」富山県教育委員会）を活用するなどして、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。授業時間だけではなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間等における児童の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

## (2) 教育相談週間

学期末に一定期間の教育相談週間を設けるなどして、教育相談体制の充実を図る。相談週間で把握した課題（いじめに限らず）について、全職員で行う生徒指導全体委員会（見守り研）に報告をあげたり、状況に応じて生徒指導委員会（ケース会議）を開いたりして、担当者の共通理解を図る。特にいじめに係る課題については、委員会に諮り、チームサポートを早期に開始できるようにする。

## (3) アンケート調査

各学期1回（6月、11月、2月）行う児童へのいじめアンケート調査、年2回の保護者へのアンケート調査をもとに、実施後に必要な児童に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。

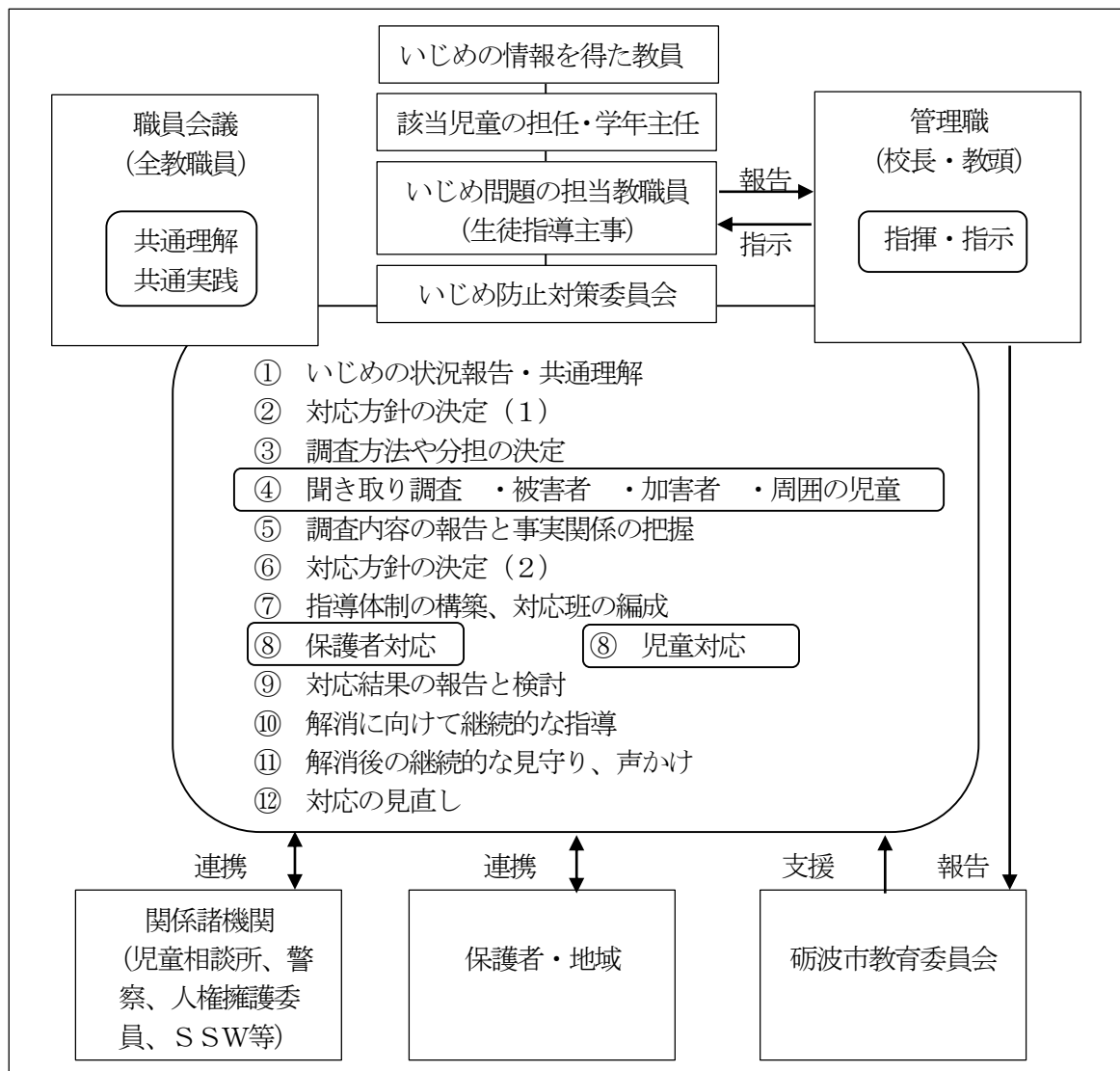
## (4) 相談機能の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の活用等により相談機能を充実し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

## 3 いじめ事案への対処

### (1) 早期発見・事案対処のマニュアル

いじめが疑われる状況を把握した場合は、以下の「早期発見・事案対処のマニュアル」に従って、的確な事案への対処を行う。



### (2) 初期の事案対応シート

いじめが疑われる事案への対処について、関係職員が具体的に取り組む事柄と実際に行ったかどうかをチェックするとともに、管理職を含めた関係者がその取組状況を共有できるようにするための初期の事案対応シートに記入しチェックシートを作成する。

## 4 再発防止

### (1) 継続的な指導と観察

同じ児童が被害にあういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦、解決したと思われる場合でも、初期の事案対処シートも利用しながら、十分に注意して継続的な観察を行ったり、必要な指導を行う。

### (2) 未然防止対策の見直しと強化（ナレッジマネジメント）

問題が収束したと考えられる時点で、事案への対処の仕方を振り返り見直すとともに、事案への対処を通して得た知見を広く共有し、再発防止を目指す。

### (3) いじめ解消状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月間）
- ・被害児童生徒がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 5 いじめ防止対策委員会

### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、学年主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭。

必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、支援スタッフを加える。

### (2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・児童アンケートと保護者アンケートの結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案）。
- ・保護者や地域に対する情報発信、情報収集。
- ・いじめ事案への対処と相談窓口。
- ・学校基本方針と年間計画等の見直し。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。（法第28条1項）

### (2) 発生の報告

重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

### (3) 調査

- ①重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常はいじめ防止対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

### (4) 対処

- ①「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ②加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。

### (5) 第三者委員会

- ①重大事態への対処又は発生防止のための付属機関（第三者委員会）を設ける必要があると市長が判断した場合は、教育委員会がその対応に当たる。
- ②付属機関が、上記（3）の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

### Ⅲ 計画・評価

#### 1 PDCAサイクル（年間計画の作成）

- (1) PDCAサイクルの期間と「つぶやきカード」の内容をいじめ対策委員会で決定し、取組に対する見直しを行う。
- (2) PDCAサイクルには、個別相談や教育相談を含むいじめ防止のための取組の年間計画や取組に対する評価アンケートの実施および集計時期、アンケート結果に基づくいじめ防止対策委員会の実施時期、委員会での検討内容を全職員で共通理解する見守り研の実施時期等を位置付けた年間計画を作成する。

#### 【いじめ防止に向けた取組】

	いじめを許さない 学校・学級づくり	いじめの早期発見・事案対処	家庭、地域、関係機関と 連携した取組
一学期・夏休み	(1学期中) ・各学級における人間関係づくりや組織づくり、学習や生活の約束と目当てづくり (4月、6月) ・学習参観 (4月、5月) ・「入学おめでとう集会」や運動会での、児童同士が支えたり、励ましたりする仲間づくり（ピア・サポート）	(6月) ・「つぶやきカード」とQ-U調査の実施 ・保護者向けの「いじめアンケート」の実施 ・全員面接の実施 ・見守り研で、全員面接の情報交換	(4月) ・情報の引継（引継シートの活用） (6月) ・「保・認・小合同学習」での情報交換
二学期	(2学期中) ・各学級における人間関係づくりや組織づくり、学習や生活の約束と目当てづくり (9月) ・祖父母参観とクラブ参観 (10月、11月、12月) ・学習発表会やチャレンジランニング大会やチャレンジ8の字跳び大会等でのピア・サポート	(10月) ・「つぶやきカード」とQ-Uの実施 (11月) ・保護者向けの「いじめアンケート」の実施 ・全員面接の実施 ・見守り研で、全員面接の情報交換	(12月) ・「保・認・小合同学習」での情報交換
三学期	(3学期中) ・各学級における人間関係づくりや組織づくり、約束や目当てづくり (2月) ・学習参観 (3月) ・「卒業おめでとう集会」でのピア・サポート	(2月) ・「つぶやきカード」の実施 ・保護者向けの「いじめアンケート」の実施 ・面接の実施 ・見守り研で、情報交換 (3月) ・引継シートの作成	(2月) ・保・認・小連絡会で情報交換 (3月) ・小中連絡会で情報交換

#### 1 家庭、PTAとの連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- (2) 保護者懇談会などの機会を利用し、「健やかな砺波っ子を育てる子育ての輪」を活用しながら、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。

#### 2 庄南っ子育て推進協議会、関係諸団体との連携

地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、地域住民も参加できる「いのちの講演会」「人権講演会」等を実施したり、地域の人権擁護委員の話聞く機会を設けたりする。

#### 3 校種間の連携

小学校でいじめが認められた児童、またはいじめに発展する可能性があるトラブルがあった児童については、小中連絡会で情報が確実に中学校に伝わるようにする。